令和6年内部統制評価報告書審査計画

令和6年2月19日 監査委員決定 令和6年5月22日 総務省「地方公共団体における内部統制 制度の導入・実施ガイドライン」の改定に伴う変更

令和6年監査計画において別に定めるとされている内部統制評価報告書の 審査計画は次のとおりとする。

1 審査対象

知事が作成した内部統制評価報告書

2 審査の対象となる内部統制の評価範囲

神奈川県内部統制基本方針に定められた次に掲げる内部統制の対象事務

- (1) 財務(会計、財産管理)に関する事務
- (2) 情報管理(ICT、重要情報保護、文書)に関する事務
- (3) その他全庁的なリスク (服務等) を有する事務

3 審査の実施体制、手続及び時期

監査(乙)の方法に準じて、「地方公共団体における内部統制制度の導入・ 実施ガイドライン」(平成31年3月総務省。令和6年3月改定)の「V 監 査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づくなどして、令和6年8月 から11月まで実施する。また、審査に当たっては、その他の監査等におい て得られた知見を利用する。

4 知事との意見交換等の実施時期及び内容

内部統制評価報告書審査に係る意見の提出等に合わせて、内部統制の評価 に関して知事との意見交換等を実施する。なお、上記のほか、効果的な内部 統制の整備及び運用等のため必要と認められる場合には、適宜、知事等との 意見交換等を実施する。

5 その他

審査計画の修正が必要となった場合には、改めて監査委員協議会において 協議する。